

参考資料

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 望ましい林業構造の確立

【目標】①

効率的かつ安定的な林業経営の育成

ア 私有人工林面積における集積・集約化の目標面積に対する割合

【測定指標の選定理由】

森林の多面的機能を発揮させていくためには、面的なまとまりを持った森林経営の確立に向けて森林経営管理制度等を活用し、森林の経営管理の集積・集約化を推進する必要がある。このため、特に、集積・集約化が求められる私有人工林において令和10年度までにその半数（約310万ha）を集積・集約化することとし、それに対する現に集積・集約化された私有人工林面積の割合を測定指標として、関連施策を推進する。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

各年度の目標値については、各年度一定量で向上させ、令和10年度に目標達成（100%）（私有人工林の半数（約310万ha）を集積・集約化）となるよう設定した。

基準値		年度ごとの目標値		
		年度ごとの実績値		
		元年度	2年度	10年度 (目標年度)
71%	平成27年度	76%	78%	100%
		78% (速報値)	—	—

出典：林野庁森林利用課業務資料

【その他参考資料】

—

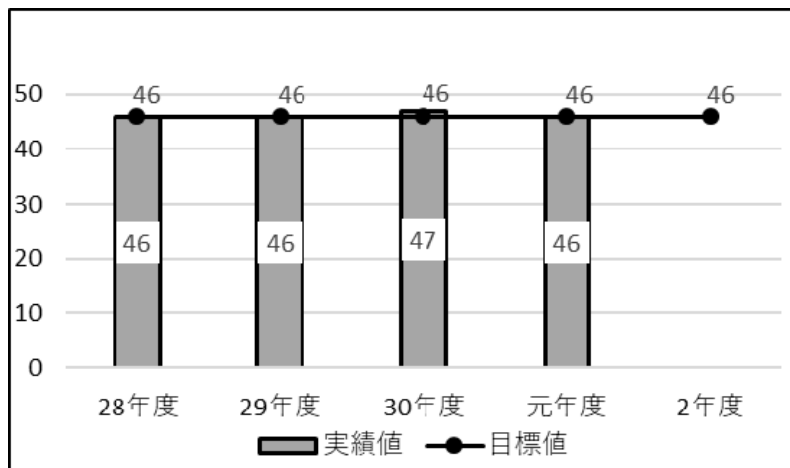
イ 国産きのこの生産量

【測定指標の選定理由】

きのこ生産は、原木やチップの利用による森林整備への寄与や、きのこ生産による山村地域の雇用創出に寄与することから、人口減少等によるきのこ消費量の減少が予想される中、国産きのこの生産量を維持していくことが必要である。このため、国産きのこの生産量を指標として関連施策を推進することとする。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

各年度の目標値については、「食料・農業・農村基本計画」に掲げる生産努力目標の46万トンとした。



出典：特用林産基礎資料

【その他参考資料】

—

施策(2) 人材の育成・確保等

【目標】①

人材の育成及び活動推進

ア 森林総合監理士(注2)数

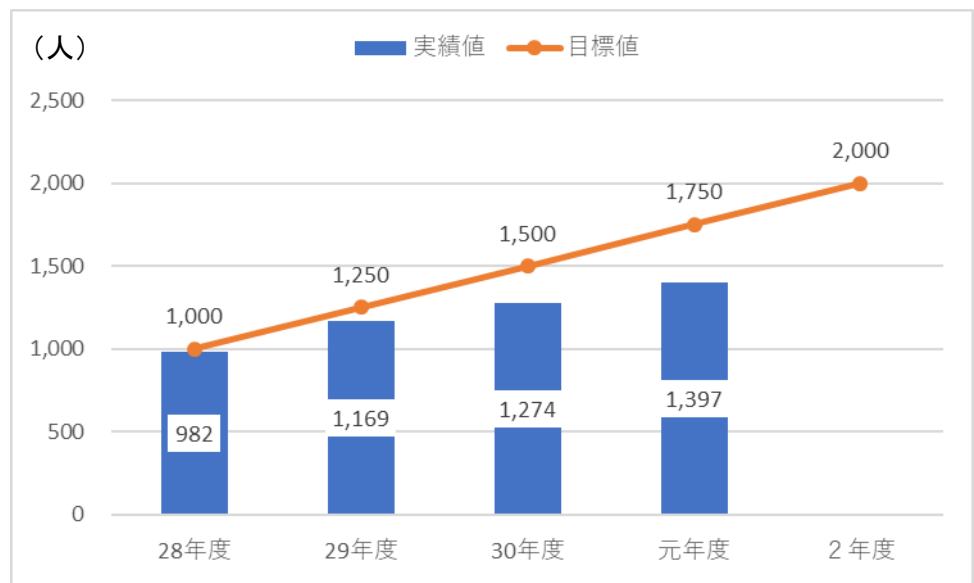
【測定指標の選定理由】

森林・林業を支える人材の育成・確保を推進する必要があるため、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村等への技術的支援を適確に実施する「森林総合監理士」の数を指標として関連施策を推進する。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

各年度の目標値は、市町村森林整備計画を策定している市町村(約1,600)に対し森林総合監理士を1～2名配置することを想定し、各年度一定量(250人/年)で向上させ、令和2年度までに2千人まで増加させることとした。

○森林総合監理士数



出典：林野庁研究指導課業務資料

【その他参考資料】

—

イ 森林施業プランナー(注3)の認定人数

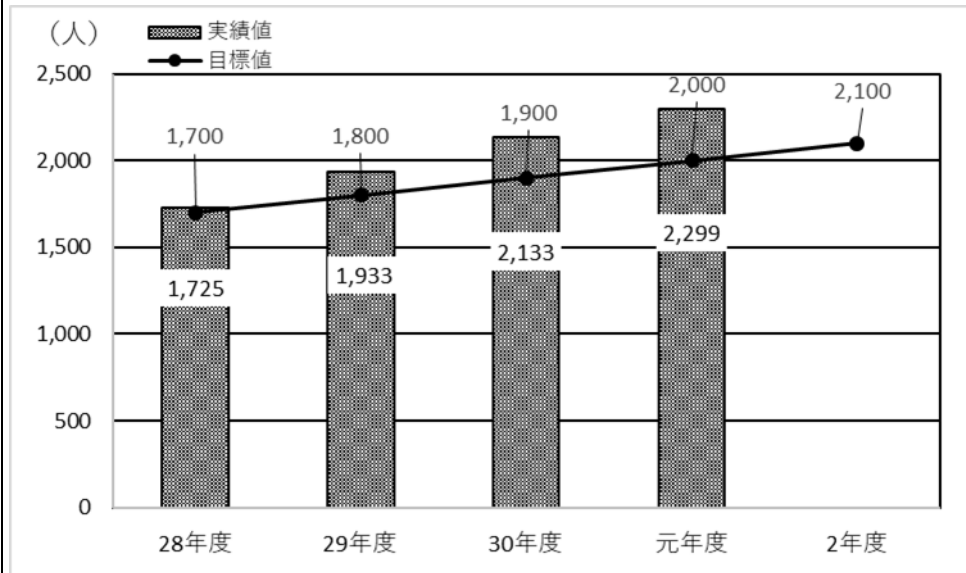
【測定指標の選定理由】

森林・林業を支える人材を育成・確保する必要があるため、森林施業の集約化を担う「森林施業プランナー」の数を指標として関連施策を推進する。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

各年度の目標値については、森林吸収源対策に必要な間伐面積（55 万 ha/年）から大規模所有者を除いた私有林の面積（27 万 ha/年）と先進事例におけるプランナー 1 人当たりの集約化実績（130ha/人・年）から、令和 2 年度（最終年度）に 2,100 人（27 万 ha/130ha）とし、各年度一定人数（100 人/年）増加させることとした。

○森林施業プランナー数



出典：林野庁経営課業務資料

【その他参考資料】

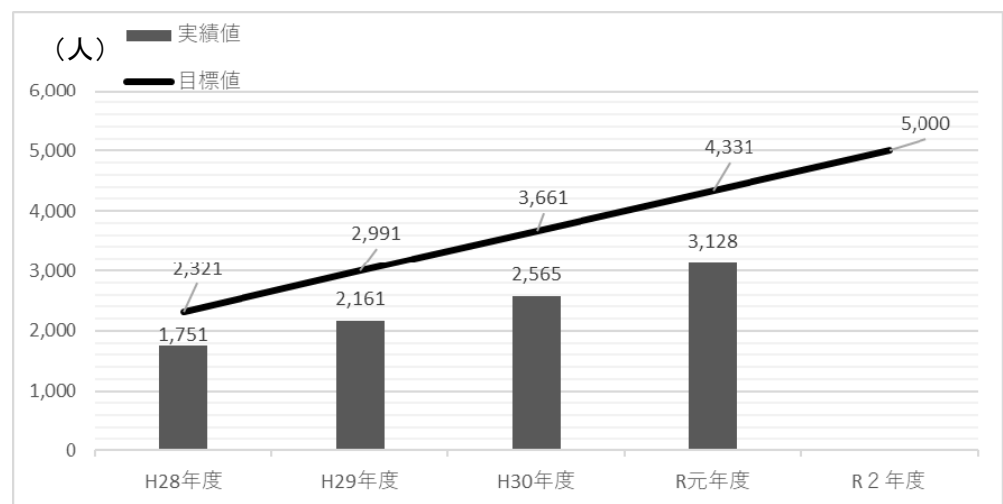
ウ 統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等(注4)の育成人数

【測定指標の選定理由】

森林・林業を支える人材の育成・確保を推進する必要があるため、低コストで効率的な作業システムにより間伐等を行う作業班を適切に管理できる現場技能者（統括現場管理者等）の育成人数を指標として関連施策を推進する。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

各年度の目標値については、令和 2 年度の目標として約 5 千人を育成するという「森林・林業の再生に向けた改革の姿」（平成 22 年 11 月 森林・林業基本政策検討委員会最終とりまとめ）の目標達成に向け、各年度一定割合（平成 22 年度～平成 27 年度まで 300 人/年、平成 28 年度～令和 2 年度まで 670 人/年）増加させることとした。



出典：林野庁経営課業務資料

【その他参考資料】

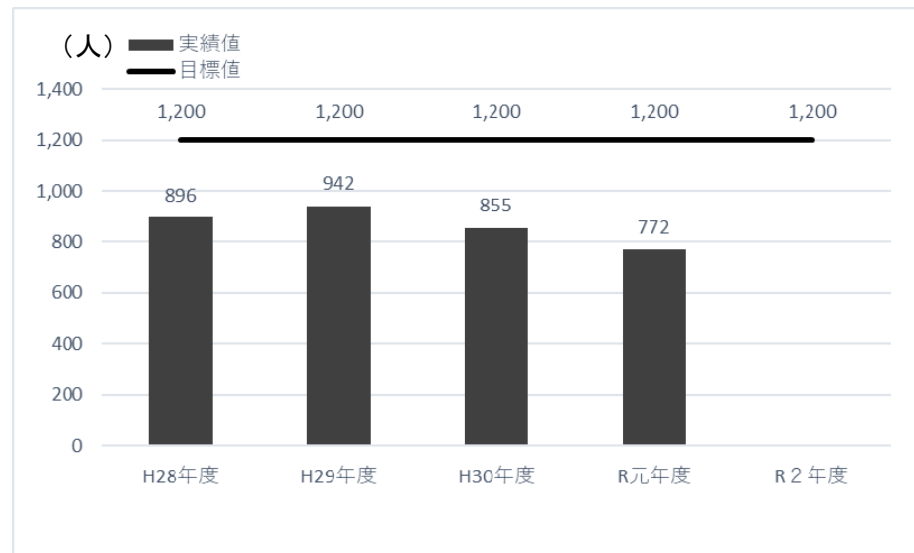
エ 安全かつ効率的な技術を有する新規就業者数(林業作業士(フォレストワーカー)
(注5)1年目研修生の育成人数)

【測定指標の選定理由】

森林・林業を支える人材の育成・確保を推進する必要があるため、安全かつ効率的な作業の技術を有する新規就業者の数(林業作業士(フォレストワーカー)1年目研修生の育成人数)を指標として関連施策を推進する。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

各年度の目標値は、森林・林業基本計画に掲げられた令和2年の木材供給量(年間3,200万 m^3)の目標を達成するためには、林業労働者が5万人程度必要と試算されており、これを確保するには、安全かつ効率的な作業技術を身につけた新規就業者を年間約1,200人ずつ育成して加えていく必要があるため、林業作業士研修を通じて毎年1,200人ずつ育成することとした。



出典: 林野庁経営課業務資料

【その他参考資料】

—

【目標】②

林業労働安全の向上

ア 林業労働災害被災者数

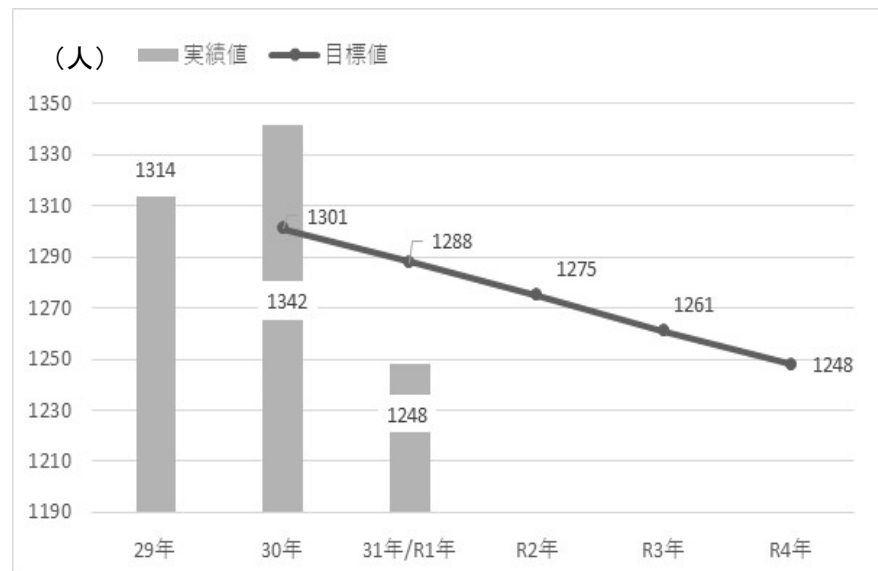
【測定指標の選定理由】

安全な伐木技術の習得等により労働災害防止対策を推進する必要があるため、林業労働災害被災者数の減少を指標として関連施策を推進する。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

厚生労働省が策定した第13次労働災害防止計画の目標に基づき、平成30年から5年間で被災者数を5%(年1%)減少させ、最終年度の令和4年までに被災者数を1,248人以下まで減少させることを目標とする。

注: 根拠とする数値は暦年とされているため、人数は全て暦年としている。



出典: 林野庁経営課業務資料

【その他参考資料】

イ 林業労働災害死亡者数

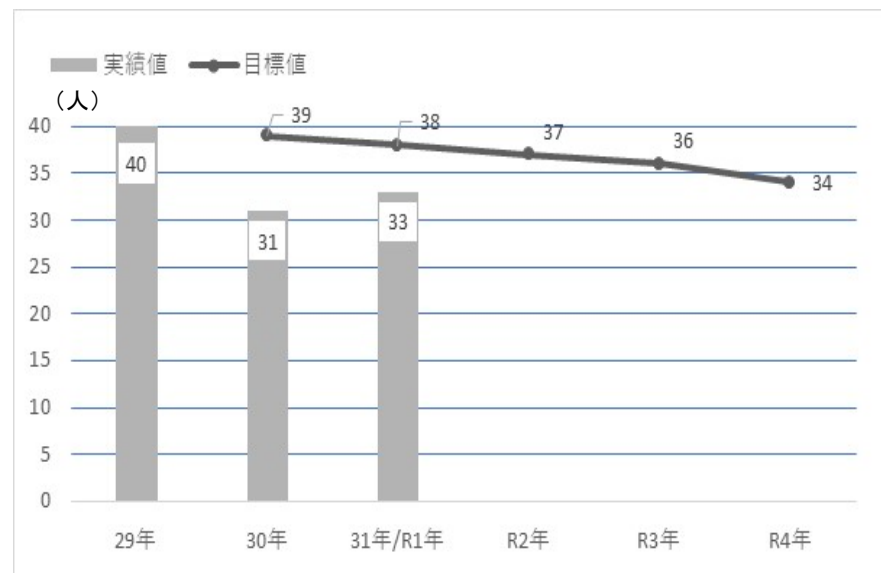
【測定指標の選定理由】

安全な伐木技術の習得等により労働災害防止対策を推進する必要があるため、林業労働災害死亡者数の減少を指標として関連施策を推進する。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

厚生労働省が策定した第13次労働災害防止計画の目標に基づき、平成30年から5年間で死亡災害被災者数を15%（年3%）減少させ、最終年度の令和4年までに被災者数を34人以下まで減少させることを目標とする。

注：根拠とする数値は暦年とされているため、人数は全て暦年としている。



出典: 林野庁経営課業務資料

【その他参考資料】

2. 用語解説

注1	森林経営計画	森林法第 11 条の規定による、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が作成する 5 年を一期とする森林の経営に関する計画。
注2	森林総合監理士	森林総合監理士（フォレスター）は、森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村等への技術的支援を的確に実施する技術者である。
注3	森林施業プランナー	路網計画や間伐方法等の森林施業の方針、利用間伐等の事業収支を示した施業提案書を作成し、それを森林所有者に提示して、合意形成と森林施業の集約化ができる者。 森林施業プランナーの現状は、技能・知識・実践力のレベルが様々であることや、森林経営計画の作成の中核を担うものとして期待されていることから、その能力を客観的に評価し、一定の質を確保するとともに、その能力向上を図る上でインセンティブとなる森林施業プランナーの認定制度の運用を平成 24 年度から開始した。
注4	統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）等	低コストで効率的な作業システムにより間伐等を行う作業班を適切に管理できる現場技能者であり、段階的かつ体系的な研修を終了し登録された者。複数の現場を統括管理する統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）のほか、各現場の管理を担当する現場管理責任者（フォレストリーダー）が該当する。
注5	林業作業士（フォレストワーカー）	新規就業者を対象とした安全かつ効率的な作業に必要な知識・技術・技能を習得するための 3 年間の体系的な研修を修了し登録された者。